

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成28年12月16日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

| 除却した日 | 設置されていた場所 | | 除却した数量 | | | 保管を開始した日 |
|-------------|-----------|-------|--------|-----|-------|-------------|
| | 行政区名 | 町名 | はり札等 | 広告旗 | 立て看板等 | |
| 平成28年11月21日 | 北区 | 等持院南町 | 1 | — | — | 平成28年11月21日 |
| | 上京区 | 北町 | — | — | 2 | |

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)